

次於成帝爲兄弟、於哀帝爲諸父、於平帝爲父祖、皆不可爲之後、上至元帝於光武爲父、故上繼元帝而爲九世、故河圖曰、赤九世會昌、謂光武也、十世以光謂孝明也、十一以興、謂孝章也、成雖在九、哀雖在十、平雖在十一、不稱次、

〔代數考〕世數代數之事○中  
略

信名曰、和漢ともに、常には代と世とを混用せしことも多けれど、皇朝にて、中古よりの定は、世數とは血統にてかぞへしをいひ、代數とは家督を以てかぞへしをいひしなり、その由は右に引たる二書○神皇正統記後白河帝條、源氏攝僚條を以て知るべし、代はカハルともよみて、代位又は代立など用ひらるゝこと故に、家督の方に充しなり、世は生にも通せる故、家督を繼しも繼ざるも一生の意にて、血統の方に充しと見えたり、鎌倉三代將軍と稱せるも、賴朝、賴家、實朝の三代にて、賴家、實朝は兄弟なれど、共に家督せられし故に、三代とは申せしなり、東瀛には、三代上將と見え、保曆問記、太平記などには、三代將軍となリ又王孫に二世王、三世王といへるは、兄弟幾人ありても、二世の兄弟は、皆二世王と申、三世の兄弟は、すべて三世王といふ事にて、世數代數の分別は、皇朝には定ある事なれど、文章の上にては、常に混用せられしこと、古今少からず、されば何書にてもあれ、本書の體裁によりて辨別すべきなり、

一 武家にては世數によらず代數を可用事

古代公家の定は、私の領地といふではなく、官位を表にせし故に、官位田封戸など給はりても、一身の間管領して子孫には譲ることなく、子孫なれば其儘にて絶家し、又は大臣の子孫にても、諸大夫侍などに成さがれる類もあり、中古より莊園を譲ること出來たれど、是亦當世武家の所領を傳領せる様なる事にてはなく、表立たるさまにても、實は内々の積りにて、やはり官位を表にせらるゝ事なり、又子なき人の養子をせるにも、かならず一族の子を養ふ例にて、他姓の人を子